

優先評価化学物質に関する製造数量等の届出について（お知らせ）

平成25年10月
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第9条に基づく優先評価化学物質に関する製造数量等の届出について、次のとおりお知らせいたします。

1. 優先評価化学物質の指定について

平成25年7月19日に開催された「平成25年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成25年度第2回化学物質審議会安全対策部会、第135回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会」における審議結果をふまえ、別紙1の40物質について、年度内に優先評価化学物質に指定することが予定されています。

（注）優先評価化学物質相当と判定されたものについて、その範囲が他の優先評価化学物質と重複している場合や、その取り扱い実態を踏まえるとより適切な評価単位があると考えられる場合等については、今回のスクリーニング評価で用いた名称及び範囲（炭素数など）にこだわらず、優先評価化学物質相当と判定された物質より広い範囲となる場合も含めて、より適切な優先評価化学物質の名称及び範囲となるよう別途検討した上で、優先評価化学物質に指定いたします。

2. 優先評価化学物質の届出について

こうしたことから、これらの40物質については、平成26年4月～6月の届出期間内に、本年度（平成25年度）の以下の実績値について届出をしていただくことになりますので、予め周知いたします。

- 製造数量、輸入数量及び出荷数量
- 都道府県別製造数量、その優先評価化学物質を製造した事業所及びその所在地
- 国・地域別輸入数量、その優先評価化学物質が製造された国名又は地域名
- 都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量（出荷に係る用途番号及び数量）

なお、届出の際に必要な正式な優先評価化学物質の名称・物質管理番号等につきましては、優先評価化学物質に指定（官報公示）された後に別途お知らせいたしますので、その際には御確認いただけますようお願いいたします。

3. 優先評価化学物質の製造数量等の届出方法について

優先評価化学物質の届出方法については「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」（平成25年3月）（経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室）を御参照ください。

※「一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等届出書の記載要領」

(平成25年3月)(経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室)

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/manual_130520.pdf

4. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(電話) 03-3501-0605

(FAX) 03-3501-2084

(mail) kashinhou-junbi@meti.go.jp

(参考) 経済産業省化審法ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html